



低病原性鳥インフルエンザウイルスが 島根県で検出されました！

家畜衛生情報（31-25, 31-26）により、愛媛県、栃木県、奈良県で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことをお知らせしましたが、島根県安来市で採取された野鳥の糞便から、H5N2亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。（令和元年

12月13日農水省通知）（愛媛県：H7N7亜型、栃木県・奈良県：H5N3亜型）

渡り鳥の飛来や、年末年始に海外への渡航者が増える時期になりますので、飼養衛生管理基準を遵守し、高病原性鳥インフルエンザなどへの対策徹底をお願いします。

★病原体の侵入防止のため、衣服や長靴の消毒、車両の消毒、防鳥ネットの破れがないかを再確認してください。

★鶏舎周囲、衛生管理区域周囲に石灰散布をするなど、適切な消毒を実施してください。

★今後も国内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されることが予想されます。農林水産省のホームページ等から最新情報を入手してください。



野鳥が入らないよう防鳥ネットを張り、破れていないか確認。

いつもと様子が違う時は、早期の通報をお願いします

1日の死亡率が前21日平均の2倍以上



家畜保健衛生所にご連絡ください

（その他、下記のような場合もご連絡ください）

- ・5羽以上の鶏がまとまってうずくまっている、死んでいる
- ・脚部の皮下出血、肉垂の出血・壊死、突然の沈うつといった症状が見られる
- ・なお、低病原性鳥インフルエンザは、咳や粗い呼吸などの軽い呼吸器症状や産卵率の低下、または明確に症状が出ない場合もあります。

異状があれば直ちに家畜保健衛生所へ連絡をお願いいたします。

中央家畜保健衛生所：電話番号 058-201-0530

